

福岡県公報

令和 4 年 3 月 11 日
第 281 号

目 次

告 示 (第194号 - 第215号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	5
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8

○道路の供用の開始	(道路維持課)	8
-----------	---------	---

公 告

○建築士法第 9 条第 3 項に基づく免許の取消し	(建築指導課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○令和 3 年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(生活衛生課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	9
○福岡県青少年科学館の利用料金の承認	(教育庁社会教育課)	10
○福岡県菅天神中央公園の利用料金の承認	(教育庁文化財保護課)	10
○県営住宅敷地内放置車両に係る公示	(県営住宅課)	11
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	11
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課)	12
------------------	----------------	----

公 安 委 員 会

○福岡県公安委員会運営規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部生活保安課)	15
○猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示	(警察本部生活保安課)	15

雑 報

○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	22

- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………22
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………23
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………24
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………25
- 西日本宝くじの発売 (財 政 課) ……………26

告 示

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 志 摩 線	宮ノ浦原線	前	糸島市志摩馬場324番1先から 糸島市志摩馬場180番1先まで	9.2 ～ 22.2	443.2
			後	糸島市志摩馬場324番1先から 糸島市志摩馬場180番1先まで	9.2 ～ 58.9	451.2

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
福 岡 県 道	宮ノ浦原線	宮ノ浦原線	前	糸島市志摩馬場572番1先から 糸島市志摩馬場180番1先まで	9.2 ～ 28.7	384.0	うち県道福岡志摩線重用延長175.6メートル
			後	糸島市志摩馬場572番1先から 糸島市志摩馬場180番1先まで	9.2 ～ 58.7	364.1	うち県道福岡志摩線重用延長207.5メートル

福岡県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画公園9・6・5001、9・6・8001筑後広域公園を変更

福岡県告示第197号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町北大淵字屋敷ノ上508の5、532、533、534の2、535（次の図に示す部分に限る。）、字滝口737の1
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第198号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区大字柄杓田字洗川843の1、844の1、847の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字洗川843の1・844の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第199号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡東区神山町1428の18（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第200号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱609の3

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川帆柱609の3（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第201号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川上伊良原字檜319の7

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米柳川線	前	三潞郡大木町大字大角1830番先から三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	13.2 ～ 29.0	362.0
			後	三潞郡大木町大字大角1830番先から三潞郡大木町大字大角1546番1先まで	13.2 ～ 29.0	362.0

福岡県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 柳 川 線	三潁郡大木町大字大角1551番 2 先から 三潁郡大木町大字大角1546番 1 先まで

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	須磨園 南 原 線 曾 根	前	京都郡荏田町大字新津1521番 7 先から 京都郡荏田町大字新津1521番 5 先まで	5.4 ～ 6.8	24.6
			後	京都郡荏田町大字新津1521番 7 先から 京都郡荏田町大字新津1521番 5 先まで	6.2 ～ 6.8	24.6

福岡県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	須磨園 南 原 線 曾 根	京都郡荏田町大字新津1521番 7 先から 京都郡荏田町大字新津1521番 5 先まで

福岡県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県 道	大久保 行 橋 線	前	行橋市大字中川180番 1 先から 行橋市大字中川180番 5 先まで	3.8 ～ 4.2	24.2
			後	行橋市大字中川180番 1 先から 行橋市大字中川180番 5 先まで	4.2 ～ 8.4	24.2

福岡県告示第207号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 東萩尾町
- 2 区域の所在地 大牟田市東萩尾町、下池町

3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
大牟田市東萩尾町	433番	1号及び2号
	432番	3号及び4号
	435番48	5号
	435番46	6号
	520番	7号
	516番	8号
大牟田市下池町	73番	9号
	72番	10号
	74番	11号
	75番	12号及び13号

福岡県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 木屋ノ谷
- 2 区域の所在地 嘉麻市下臼井字木屋ノ谷、堤ヶ谷、古賀ノ谷
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から15号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と15号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
嘉麻市下臼井字木屋ノ谷	1080番6	1号
	1080番5	2号
	1080番4	3号及び4号
	1080番73	5号
	1080番56	8号
嘉麻市下臼井字堤ヶ谷	1108番46	6号
	1108番1	7号
	1639番1	9号及び10号
	2143番	11号
	1106番2	12号
嘉麻市下臼井字古賀ノ谷	1104番1	13号
	1273番1	14号及び15号

福岡県告示第209号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 平恒原口
- 2 区域の所在地 飯塚市平恒、平恒字葉広、字岩ヶ谷、字鳥ヶ迫
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から29号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と29号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
-----	----	------

飯塚市平恒字葉広	775番 2	1号から5号まで
	793番 4	6号及び7号
	793番 2	8号及び9号、 24号及び25号
飯塚市平恒字岩ヶ谷	837番 5	10号
	837番 3	11号及び12号
	837番 1	22号及び23号
	826番10	26号
	826番 5	27号
飯塚市平恒字鳥ヶ迫	710番 3	13号から18号まで
	709番 4	19号及び20号
	709番 1	21号
飯塚市平恒	1157番1	28号及び29号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
飯塚市平恒字鳥ヶ迫	707番	1号及び2号
	705番 2	3号及び4号
	705番 1	5号及び6号
	708番 2	7号
	708番 3	8号

福岡県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉 県 道		朝 倉 線 小石原	前	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	3.9 ～ 19.8	215.6
			前	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	4.8 ～ 36.4	219.2
			後	朝倉市須川174番8先から 朝倉市須川164番1先まで	3.9 ～ 19.8	215.6

福岡県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直 方 県 道		南良津 宮 田 線	前	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先 から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先 まで	12.8 ～ 29.7	160.0
			前	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先 から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先 まで	12.3 ～ 17.3	176.7

			後	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先 から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先 まで	24.1 ～ 29.7	160.0
--	--	--	---	---	-------------------	-------

福岡県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	南良津宮田線	鞍手郡小竹町大字南良津1394番1先から 鞍手郡小竹町大字南良津1472番先まで

福岡県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	中宮問田線	前	直方市大字植木1182番10先から 直方市大字植木1163番10先まで	4.5 ～ 10.7	190.0

			後	直方市大字植木1182番10先から 直方市大字植木1163番10先まで	7.0 ～ 10.7	190.0
--	--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市黒川3647番1先から 朝倉市黒川3635番2先まで	3.9 ～ 45.3	365.9
			後	朝倉市黒川3647番1先から 朝倉市黒川3635番2先まで	3.9 ～ 45.3	365.9

福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
----------	-----	---------

朝倉	朝倉 線 小石原	朝倉市黒川3647番1先から 朝倉市黒川3635番2先まで
----	-------------	----------------------------------

公 告

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第3項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

処分年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
令和4年2月28日	大石 工	5497	死亡
令和4年2月28日	山下 智史	30718	申請
令和4年2月28日	櫻井 辰造	2757	死亡
令和4年2月28日	櫻井 良行	7675	死亡

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画公園（令和4年2月16日遠賀町告示第13号）

公告

令和3年度福岡県ふぐ処理師試験（令和4年2月17日実施）の合格者を次のように発表する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

合格者受験番号

2	14	23	34	53
5	18	26	37	55
6	19	29	38	57
8	20	30	40	58
10	21	31	50	59

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画地区計画の決定（令和4年2月16日遠賀町告示第15号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画準防火地域の変更（令和4年2月16日遠賀町告示第14号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により遠賀町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

遠賀広域都市計画用途地域の変更（令和4年2月16日遠賀町告示第16号）

公告

福岡県青少年科学館条例（平成元年福岡県条例第37号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県青少年科学館の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県青少年科学館

2 位置

久留米市東櫛原町1713番地

3 利用料金の承認年月日

令和4年3月2日

4 利用料金

区分	単位	プラネタリウム		常設展示		セット料金
		個人	団体	個人	団体	個人
金額 一般	1人1回につき	620円	410円	410円	310円	720円
児童・生徒等	1人1回につき	310円	210円	210円	160円	370円

備考

- 「児童・生徒等」とは、4歳以上の幼児、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 「一般」とは、児童・生徒等及び4歳未満の幼児以外の者をいう。
- 「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。

4 4歳未満の幼児は、無料とする。

5 「セット料金」とは、プラネタリウムと常設展示の入場券が1組のものをいう。

公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の6第2項の規定に基づき、福岡県営天神中央公園の利用料金を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 名称

福岡県営天神中央公園

2 位置

福岡市中央区天神一丁目、西中州

3 利用料金の承認年月日

令和4年3月2日

4 利用料金

旧福岡県公会堂貴賓館

種別	単位	金額			
		個人		団体	
		一般	児童	一般	児童
入館料	1人・1回	200円	100円	160円	80円

備考

- この表において「一般」とは15歳以上の者を、「児童」とは15歳未満の者をいう。
- この表において「団体」とは、責任ある代表者に引率された30人以上の集団をいう。
- 次の者の入館料は、無料とする。

- (1) 6歳未満の者
(2) 65歳以上の者
(3) 障がい者及びその介護者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 障がい者

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
(イ) 療育手帳の交付を受けている者
(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 介護者

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）第9条第5号に規定する身体障害者若しくは身体障がいのある人、療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級若しくは2級の精神障害者を介護する者

公告

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているため、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 放置車両の形態等

放置場所	飯塚市鯉田2517番地8 福岡県営愛宕住宅600棟前駐輪場
------	----------------------------------

撤去通告貼付けの日	令和3年11月24日
メーカー名	K a w a s a k i
種別等	二輪の軽自動車（軽二輪）
自動車登録番号等	1 筑豊い38-53
所有者（運輸局等照会）	不明
車名	250 T R
塗色	黒色・白色
車台番号	B A - B J 250 F
使用者（運輸局等照会）	不明

2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741
福岡県住宅供給公社筑豊管理事務所 TEL 0948-21-3232

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
川崎町木城土地改良区	令和4年3月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年3月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三井郡大刀洗町大字甲条字北又一1640番1及び1640番20
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
三井郡大刀洗町大字甲条1237番地1
株式会社ツルク
代表取締役 猪口 淳

監 査 委 員

監査公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会
出先機関定期監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、教育委員会から
措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月11日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 橋 克 己

3 教財第1375号
令和4年2月18日

福岡県監査委員 藤山泰三 様
同 世利洋介 様
同 森行一 様
同 大橋克己 様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
小郡特別支援学校	<p>扶助費（特別支援教育就学奨励費）のうち学校給食費について、児童や生徒が給食を食した場合は、食した日数の割合によつて定められた額を支給すべきところ、令和2年1月に、一部の児童と生徒が給食を食していたにもかかわらず、これを算定していなかったため、支給不足となっていた。</p>	<p>支給不足となつていた当該扶助費は、令和3年2月8日に支給した。扶助費算定時に使用する集計表について、実食日数を自動で表示できずより改善し、項目の入力誤りや入力漏れを防ぐこととした。また、小・中・高等部ごとに複数の職員に点検させたりえで、上司による確認を徹底させ、再発防止を図ることとした。</p>
明善高等学校	<p>非常勤職員（部活動指導員）の報酬について、令和元年11月及び12月の勤務実績に基づき、それぞれ翌月10日までに支払うべきところ、令和2年2月10日に支払っていた。</p>	<p>会計年度任用職員の報酬支払事務に関する進捗管理表を作成し、適切な管理を図ることとした。また、事務室内のホワイトボードに支払期日等を表示し、定例的な業務会議において業務の進捗状況の共有を徹底させることで、支払遅延の再発防止を図ることとした。</p>
福岡農業高等学校	<p>体育館照明交換の工事請負契約について、過去2年間に県と同種類、同規模の契約を2回以上締結し、履行したことを証する証金を免除すべきところ、異なる種類の建設工事の履行実績証明書により契約保証金を免除していた。</p>	<p>契約保証金の免除について、事務職員全員に財務規則及び会計事務研修会資料により確認させるとともに、財務規則第170条第4号により契約保証金の免除を行う際には、決裁時の根拠書類に、建設許可業種一覧等を添付し、同種の履行実績であることの確認を徹底させ、再発防止を図ることとした。</p>

注意事項

対象機関の属する 部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>備品2点（ウォータークーラー、製氷機）について、知事等の許可を受けた業者に収集運搬及び処分の委託をすべきところ、これを行っていないかった。</p> <p>非常勤職員の休暇について、無給休暇を行うべきところ、これを行っていないかった。</p>	<p>処分した備品2点は、それぞれの納品業者からマニフェストを取り寄せ、適正に処分されたことを確認した。</p> <p>監査における注意事項の事例を中心に所属内で研修を実施させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の理解を深め、物品処分の具体的な方法を習得し、再発防止を図ることとした。</p> <p>担当者に報酬支払時において休暇等届・承認簿と突合せとこととした。</p> <p>確認を徹底することとした。</p> <p>併せて、非常勤職員等の休暇制度や手続きについて、改めて所属内で周知し、手続きの必要性・重要性について確認させた。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会規則第6号

福岡県公安委員会運営規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和4年3月11日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則及び福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県公安委員会運営規則の一部改正)

第1条 福岡県公安委員会運営規則(昭和29年福岡県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「銃砲所持許可証」を「銃砲等所持許可証」に、「使用人届出済証明書」を「使用人等届出済証明書」に改め、「身分証明書の写真」の次に「並びに表示措置命令書控に係るクロスボウ番号標」を加える。

(福岡県警察の組織に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県警察の組織に関する規則(平成6年福岡県公安委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

福岡県公安委員会告示第57号

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月11日

福岡県公安委員会

猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程の一部を改正する告示
 猟銃等講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程(平成21年12月福岡県公安委員会

告示第361号)の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。

猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び年少射撃資格講習会に関する規程

第1条中「第5条の3」の次に「、第5条の3の2」を加え、「猟銃等講習会」という。)」の次に「、クロスボウの取扱い等に関する講習会(以下「クロスボウ講習会」という。))」を加える。

第2条第1項第2号を第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) クロスボウ講習会 法第4条第1項第1号の規定によりクロスボウの所持許可を受けようとするもの及び同号の規定により現にクロスボウの所持許可を受けて当該クロスボウを所持しているもの

第2条第2項中「初心者講習会」を「猟銃等初心者講習会」に、「経験者講習会」を「猟銃等経験者講習会」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第2号のクロスボウ講習会は、クロスボウ初心者講習会(法第4条第1項第1号の規定によりクロスボウの所持許可を受けようとする者に対する講習をいう。以下同じ。)及びクロスボウ経験者講習会(現に法第4条第1項第1号の規定により所持許可を受けているクロスボウを所持している者に対する講習をいう。以下同じ。)に区分する。

第3条中「第17条第2項」の次に「、第19条の2第2項」を加え、「開催期日」を「開催予定期日」に改める。

第5条第1項の表を次のように改める。

区分	回数	場所
猟銃等初心者講習会	おおむね月1回	福岡県中央警察署 福岡県小倉北警察署 福岡県飯塚警察署 福岡県久留米警察署
猟銃等経験者講習会	おおむね月4回	福岡県内のいずれかの警察署
クロスボウ初心者講習会	おおむね隔月1回	福岡県内のいずれかの警察署
クロスボウ経験者講習会	おおむね月2回	
年少射撃資格講習会	おおむね年2回	福岡県警察本部

第 7 条中「及び第 29 条第 2 項」を削り、「講習会の」を「猟銃等講習会の」に改め、同条の表を次のように改める。

科目	猟銃等初心者講習会	猟銃等経験者講習会
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時間	1 時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時間	30 分間

第 7 条に次の 2 項を加える。

- 2 令第 19 条の 2 第 3 項の規定によりクロスボウ講習会の科目及び時間を次表のとおり定めるものとする。

科目	クロスボウ初心者講習会	クロスボウ経験者講習会
クロスボウの所持に関する法令	2 時間	1 時間
クロスボウの使用、保管等の取扱い	1 時間	30 分間

- 3 令第 29 条第 2 項の規定により年少射撃資格講習会の科目及び時間を次表のとおり定めるものとする。

科目	年少射撃資格講習会
空気銃の所持に関する法令	3 時間
空気銃の使用の方法	1 時間

第 8 条（見出しを含む。）中「初心者講習会」を「猟銃等初心者講習会」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（クロスボウ初心者講習会の考査）

第 8 条の 2 クロスボウ初心者講習会の講習効果の向上を図るため、当該クロスボウ初心者講習会の終了後、その講習内容についての考査（1 時間）を実施する。

- 2 考査内容及び合格基準は、別表に定めるとおりとする。
- 3 クロスボウ初心者講習会においては、令第 19 条の 3 及び規則第 21 条の定めるところにより、考査の結果、合格基準に達した者に対して、講習修了証明書を交付する。

別表中「第 8 条」の次に「、第 8 条の 2」を加え、「初心者講習会」を「猟銃等初心者講習会及びクロスボウ初心者講習会」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

講習通知書		年 月 日
殿		警察署長
あなたから申込みのあった講習は、次により受講されるよう通知します。		
	<input type="checkbox"/> 猟銃等初心者講習会	<input type="checkbox"/> 猟銃等経験者講習会
講習会の区分	<input type="checkbox"/> クロスボウ初心者講習会	<input type="checkbox"/> クロスボウ経験者講習会
	<input type="checkbox"/> 年少射撃資格講習会	
講習会の日時	年 月 日	自 時 至 時
講習会の場所		
受講番号	番	
注	<p>1 筆記用具及びテキストを持参すること。</p> <p>2 この通知書は、講習当日持参すること。</p> <p>3 該当する□には、レ印を記入すること。</p>	

(A4)

附 則

この告示は、令和4年3月15日から施行する。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第1号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2400回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2400回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和4年4月1日から
令和4年4月26日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年5月2日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年5月10日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本

2	等	300,000 円	60 本
3	等	30,000 円	600 本
4	等	5,000 円	3,000 本
5	等	1,000 円	30,000 本
6	賞	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第2号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2401回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2401回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,200,000,000円
600万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年4月1日から
令和4年5月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年4月1日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	36 本
2 等	50,000 円	1,080 本
3 等	10,000 円	6,000 本
4 等	1,000 円	60,000 本
5 等	200 円	1,800,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2402回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2402回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年4月6日から

令和4年5月3日まで

6 当せん金支払開始日 令和4年4月6日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	6 本
2 等	50,000 円	420 本
3 等	10,000 円	3,600 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	900,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第4号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2403回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2403回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和4年4月27日から
令和4年5月10日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年5月13日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年5月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	60 本
3 等	30,000 円	600 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 賞	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2404回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2404回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和4年6月1日から
令和4年6月21日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年6月24日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年6月29日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	30 本
3 等	30,000 円	300 本
4 等	5,000 円	6,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 賞	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2405回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2405回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年6月4日から
令和4年6月21日まで
- 6 抽せん日 令和4年6月24日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年6月29日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	30本
3等	10,000円	6,000本
4等	2,000円	30,000本

5等	200円	300,000本
幸運のクーちゃん賞	30,000円	1,200本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2406回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2406回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年6月15日から
令和4年7月4日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年6月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
----	-------	-------

1	等	3,000,000 円	4 本
2	等	50,000 円	280 本
3	等	10,000 円	2,400 本
4	等	1,000 円	20,000 本
5	等	200 円	600,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第8号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2407回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2407回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年6月22日から
令和4年7月4日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年7月8日

7 当せん金支払開始日 令和4年7月13日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	1,000,000 円	75 本
3 等	10,000 円	2,500 本
4 等	2,000 円	25,000 本
5 等	200 円	250,000 本
女神の微笑み賞	30,000 円	500 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第9号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2408回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2408回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和4年6月22日から
令和4年7月4日まで
- 6 抽せん日 令和4年7月8日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年7月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	29 本
2等	300,000 円	90 本
3等	10,000 円	900 本
4等	5,000 円	3,000 本
5等	1,000 円	30,000 本
6賞	100 円	300,000 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2409回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名称 第2409回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和4年7月27日から
令和4年8月16日まで
- 6 抽せん日 令和4年8月19日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年8月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	19 本
2等	300,000 円	40 本
3等	10,000 円	600 本
4等	5,000 円	2,000 本
5等	1,000 円	20,000 本
6賞	100 円	200,000 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第11号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2410回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2410回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
700万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年7月27日から
令和4年9月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年7月27日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	42 本
2 等	50,000 円	1,260 本
3 等	10,000 円	7,000 本
4 等	1,000 円	70,000 本

5 等	200 円	2,100,000 本
-----	-------	-------------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2411回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2411回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年8月3日から
令和4年8月30日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年8月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	12 本

2	等	50,000 円	300 本
3	等	10,000 円	3,000 本
4	等	1,000 円	36,000 本
5	等	200 円	900,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2412回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2412回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和4年8月31日から
令和4年9月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和4年9月26日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年9月29日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	120 本
3 等	10,000 円	9,000 本
4 等	1,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本
十 五 夜 賞	30,000 円	900 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2413回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2413回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和4年9月14日から
令和4年10月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和4年9月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	5,000,000 円	5 本
2 等	100,000 円	175 本
3 等	10,000 円	2,000 本
4 等	1,000 円	25,000 本
5 等	200 円	750,000 本

- 8 注意事項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2414回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和4年3月11日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称 第2414回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円
10万通 20組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和4年9月28日から
令和4年10月18日まで
- 6 抽せん日 令和4年10月21日
- 7 当せん金支払開始日 令和4年10月26日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	19 本
2 等	300,000 円	20 本
3 等	10,000 円	200 本
4 等	5,000 円	4,000 本
5 等	1,000 円	20,000 本
6 賞	100 円	200,000 本

- 9 注意事項
 - (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 - (2) 証票は転売できない。